

# 地方公共団体における 公益通報者保護制度の運用について

令和4年3月29日  
消費者庁参事官（公益通報・協働担当）室  
公益通報者保護制度担当



# 目次

1. 公益通報者保護法・制度の概要… 2
2. 外部通報対応体制… 20
3. 通報対応ガイドライン（外部の労働者等からの通報）  
の概要と実務上の留意点… 22

# 1. 公益通報者保護法・制度の概要

# 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の概要

## 1 公益通報

- 労働者が
- 不正の目的でなく
- 勤務先における(※1)
- 刑事罰の対象となる不正を(※2)
- 通報すること

※1 勤務先自体・勤務先の役員・従業員等についての

※2 国民の生命・身体・財産等の保護に関する法令(約500本)に規定する

①直接に刑事罰が科せられる行為

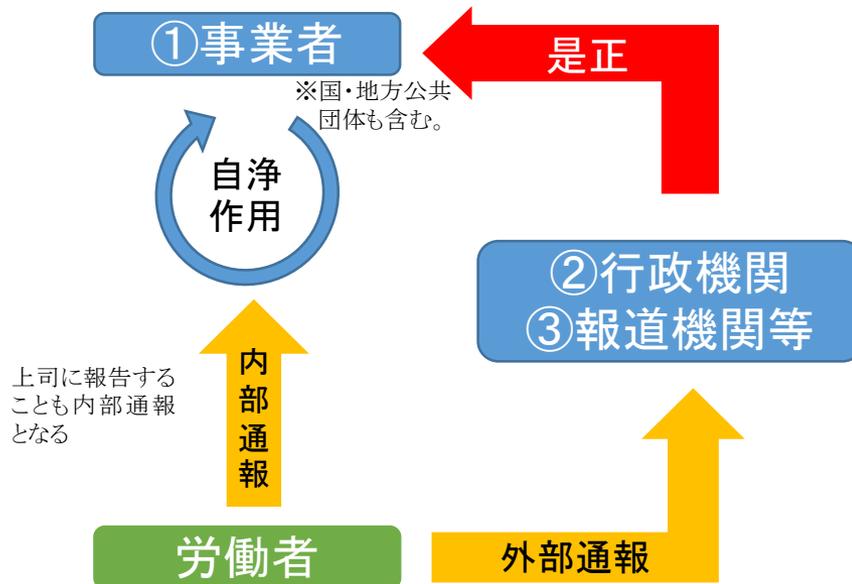
②最終的に刑事罰が科せられることにつながる行為

## 2 保護の内容

- 解雇は無効
  - 降格・減給その他の不利益な取扱い(※3)は禁止
- ↓
- 公益通報をしたことを理由として解雇や降格・減給をされた者は、裁判で争うことができる

※3 配置転換や嫌がらせなども禁止される

## 3 通報先と保護の条件



### 【保護の条件】 通報先により異なる

- ① 事業者(内部通報) ※国・地方公共団体も含む。  
不正があると思料すること
- ② 行政機関  
不正があると思料するに足りる相当の理由があること  
(例: 目撃した場合、証拠がある場合など)
- ③ 報道機関等  
(通報対象事実の発生・被害の拡大を防止するために必要であると認められる者)  
不正があると思料するに足りる相当の理由があること  
+  
以下のような事由があること  
(例: 内部通報では解雇されそうな事由、生命・身体への危害が発生する事由など)

# 公益通報者保護法の目的

公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効及び不利益な取扱いの禁止等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置等を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。(改正法第1条)

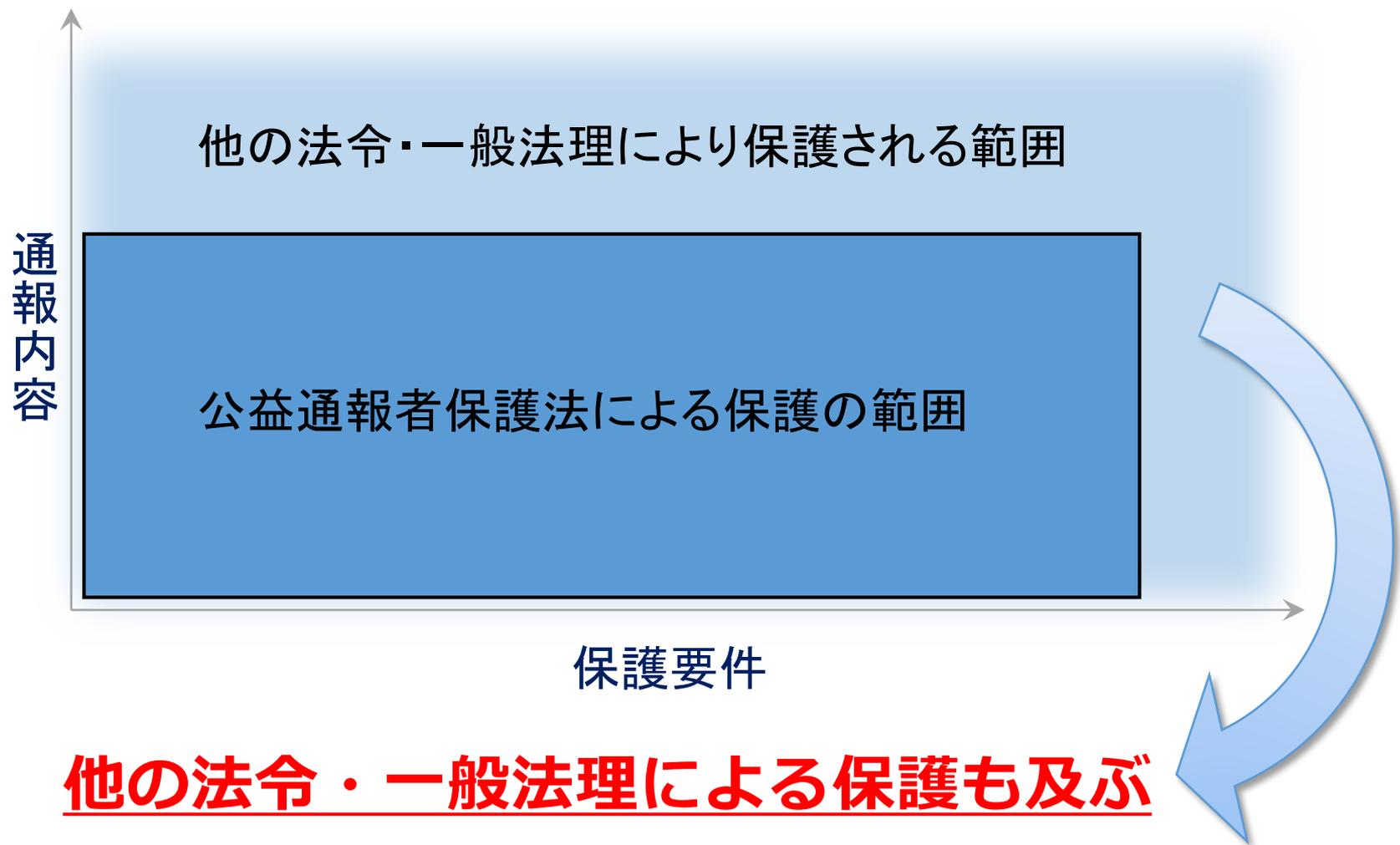
## 【法の目的】

公益通報者の解雇の無効等  
公益通報に関し事業者・行政機関がとるべき措置  
を規定

公益通報者の保護・事業者による法令遵守  
を図る

国民生活の安定・社会経済の健全な発展

# 公益通報者保護法と他の法令等との関係 —イメージ図—



- 「事業者」
- 「権限を有する行政機関」
- 区域内の事業者及び労働者等に対する周知等

# (現行) 公益通報者保護法に基づく各種ガイドライン

## <公益通報の対象となる 通報対象事実>

※ 国民の生命、身体、財産等の保護に関わる法律で、本法及び政令で定めた法律（令和4年1月24日現在、480本）に違反する「犯罪行為」又は「最終的に刑罰につながる行為」

### 民間事業者向けガイドライン

(民間事業者の法令遵守の確保に資する)

- ・国の行政機関向けガイドライン
- ・地方公共団体向けガイドライン
- <内部の職員等からの通報>

(行政機関の法令遵守の確保に資する)



### 報道機関、消費者団体等

(被害の発生・拡大防止のために必要と認められる者)

## 事業者

(行政機関を含む)



### 内部窓口

例. 社内のコンプライアンス窓口等

### 外部窓口

例. 事業者があらかじめ定めた法律事務所等

公益通報  
(内部通報)



公益通報  
(その他外部への通報)

公益通報  
(行政機関への通報)

## 公益通報者

(労働者<公務員を含む>)

- ・国の行政機関向けガイドライン
- ・地方公共団体向けガイドライン
- <外部の労働者等からの通報>

(事業者の法令遵守の確保に資する)

## <保護の内容>

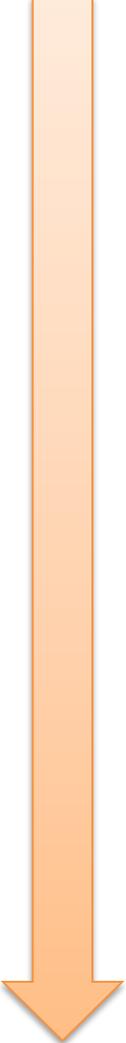
- ・解雇の無効
- ・不利益取扱いの禁止
- ・労働者派遣契約の解除の無効



## 通報窓口

処分等の権限を有する行政機関  
(捜査機関を含む)

# 通報案件対応の手順



通報事案の発生



通報の受付



調査



是正措置・再発防止策の実施等



フォローアップ

# 公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年6月12日公布）

近年も社会問題化する事業者の不祥事が後を絶たず → **早期是正**により**被害の防止**を図ることが必要

## ① 事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすく

- 事業者に対し、内部通報に適切に対応するために**必要な体制の整備等**（窓口設定、調査、是正措置等）を義務付け。具体的内容は指針を策定【第11条】  
※中小事業者（従業員数300人以下）は努力義務
- その実効性確保のために**行政措置**（助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表）を導入【第15条・第16条】
- 内部調査等に従事する者に対し、通報者を特定させる**情報の守秘**を義務付け（同義務違反に対する刑事罰を導入）【第12条・第21条】

## ② 行政機関等への通報を行いやすく

- 権限を有する行政機関への通報の条件【第3条第2号】

(現行)	(改正)
信じるに足りる相当の理由がある場合の通報	氏名等を記載した書面を提出する場合の通報を追加
- 報道機関等への通報の条件【第3条第3号】

(現行)	(改正)
生命・身体に対する危害	財産に対する損害（回復困難又は重大なもの）を追加
(なし)	通報者を特定させる <b>情報が漏れる可能性が高い場合</b> を追加
- 権限を有する行政機関における公益通報に適切に対応するために**必要な体制の整備等**【第13条第2項】

内部通報・外部通報の実効化

## ③ 通報者がより保護されやすく

- 保護される人【第2条第1項等】

(現行)	(改正)
労働者	退職者（退職後1年以内）や、 役員（原則として調査是正の取組を前置） を追加

- 保護される通報【第2条第3項】

(現行)	(改正)
刑事罰の対象	行政罰の対象 を追加

- 保護の内容【第7条】

(現行)	(改正)
(なし)	通報に伴う <b>損害賠償責任の免除</b> を追加

\* 指針は、令和3年8月20日に公表（告示）。改正法は、令和4年6月1日に施行予定。

# 事業者がとるべき措置（内部公益通報対応体制整備義務）

## 【現在・改正背景】

- 消費者庁がガイドラインを策定、事業者が自主的に取り組むことが推奨される事項を具体化・明確化
  - ⇒ 事業者において消費者の安全・安心を損なうような不正行為が行われていたにもかかわらず、内部通報がされず、又は内部通報に適切に対応されなかった事案がみられた

## 【改正後】（改正法第11条、第15条及び第16条）

- 事業者（行政機関を含む。）に次の事項を義務付け（中小事業者（従業員数300人以下）は努力義務）
  - ・ **公益通報対応業務従事者（※）を定めること**
    - （※） 公益通報の受付、調査是正措置に関する業務に従事する者。例えば、コンプライアンス部門等に所属する者や担当役員などが想定される。
  - ・ 公益通報に応じ、適切に対応するために**必要な体制の整備その他の必要な措置**（窓口設定、調査、是正措置、不利益取扱い及び通報に関する情報の漏えいの防止のための措置等）をとること
- 上記の具体的な内容について**指針を策定**
- 実効性確保のために**行政措置**（助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表）を導入

# 通報者を特定させる事項についての守秘義務①

## 【現在・改正背景】

- 通報に関する情報の守秘義務が規定されていない（ガイドラインでは「通報に係る秘密保持の徹底」が重要としている）  
⇒ 通報者に関する情報が漏れた場合、通報者が不利益取扱いを受ける可能性が生じることから、通報者に対する不利益取扱いをその契機の段階から防止し、通報者が安心して通報する環境を整備する必要がある

## 【改正後】（改正法第12条及び第21条）

- 公益通報者を特定させる事項について守秘義務を導入
- 守秘義務に違反した場合、罰金30万円以下の刑事罰

### ＜守秘義務を負う者の範囲＞

- 事業者から公益通報対応業務従事者として定められている者
- 事業者から公益通報対応業務従事者として定められていた者

(※) 事業者から公益通報対応業務従事者として定められていない者は対象外

# 通報者を特定させる事項についての守秘義務②

## <守秘情報の範囲>

- ・ **公益通報者を特定させる事項**

(例) ・ 氏名や社員番号

・ (場合によっては) 通報者の属性 (女性であること等) や通報内容

(※) 公益通報対応業務とは無関係に知ることができた情報は対象外

(例) 社員食堂でたまたま見聞きした事項は対象外

## <正当な理由>

- ・ 下記の例のような場合は、違法性がなく「正当な理由」があるとして、守秘義務違反に当たらない

(例) ・ **公益通報者本人の同意がある場合**

- ・ 警察からの捜査事項照会や、裁判所からの文書送付や調査の囑託への対応等、**法令に基づく場合**

- ・ 当該公益通報に関する調査等を担当する公益通報対応業務従事者の間での情報共有等、**通報対応に当たって必要不可欠な場合**

# 権限を有する行政機関への公益通報の保護要件

## 【現在・改正背景】

- 労働者が行政機関に通報する場合の保護要件として、「通報対象事実の発生について信じるに足りる相当の理由（真実相当性）があること」が求められている  
⇒ 通報に当たって真実相当性の判断が難しい、との指摘

## 【改正後】（改正法第3条第2号）

- 労働者・退職者が行政機関に通報する場合の保護要件に、**氏名や通報対象事実の内容等を記載した書面**を提出する場合を追加（真実相当性まで至らない場合でも保護）

（労働者・退職者が行政機関に通報する場合の保護要件）

真実相当性がある

又は

通報対象事実が生じ、又は生ずるおそれがあると思料すること  
+ **氏名や通報対象事実の内容等を記載した書面**

※  が法改正によって保護の範囲に追加

（書面に記載する事項）

- 公益通報者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 通報対象事実の内容
- 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由
- 通報対象事実について法令に基づく措置その他適切な措置がとられるべきと思料する理由

# 公益通報者の範囲

## 【現在・改正背景】

- 公益通報者は労働基準法第9条の労働者に限定  
⇒ 退職者や役員による通報が期待された事案が発生する一方、退職者や役員が通報を理由として不利益取扱いを受ける事例も存在

## 【改正後】(改正法第2条第1項、第5条第3項及び第6条)

- **退職後1年以内に通報した退職者**を「公益通報者」の対象に
  - 派遣労働終了後1年以内の者や、取引先関連の業務終了後1年以内の者も含まれる
- **法人の役員**を「公益通報者」の対象に
  - 法人の役員であることが必要だが、法人の種類は問わない
  - 法律の規定に基づき法人の経営に従事していることが必要
  - 退任した役員は含まれない

# 「通報対象事実」とは

「通報対象事実」とは（改正法第2条第3項）

- ① 「対象となる法律」に規定する**犯罪行為の事実又は過料の理由とされている事実**
- ② 「対象となる法律」の規定に基づく処分に違反することが犯罪行為となる場合における**当該処分の理由とされている事実**

「対象となる法律」とは

個人の生命又は身体の保護

消費者の利益の擁護

環境の保全

公正な競争の確保

その他の国民の生命、身体、財産  
等の利益の保護

薬機法  
特定商取引法  
水質汚濁防止法  
独占禁止法  
労働基準法 など

にかかわる法律として別表に掲げる法律  
（これらに基づく命令を含む）

（別表）

- 刑法
- 食品衛生法
- 金融商品取引法
- JAS法
- 大気汚染防止法
- 廃棄物処理法
- 個人情報保護法
- **その他政令で定める法律**

# 通報対象事実の範囲

## 【現在・改正背景】

- 公益通報となるためには通報内容が刑事罰の対象となり得る行為であることが必要  
⇒ 制裁が行政罰にとどまるものであっても、是正の必要性が高いとの認識が高まる

## 【改正後】(改正法第2条第3項)

- **過料の対象となり得る行為**についても、通報対象事実の範囲に含める

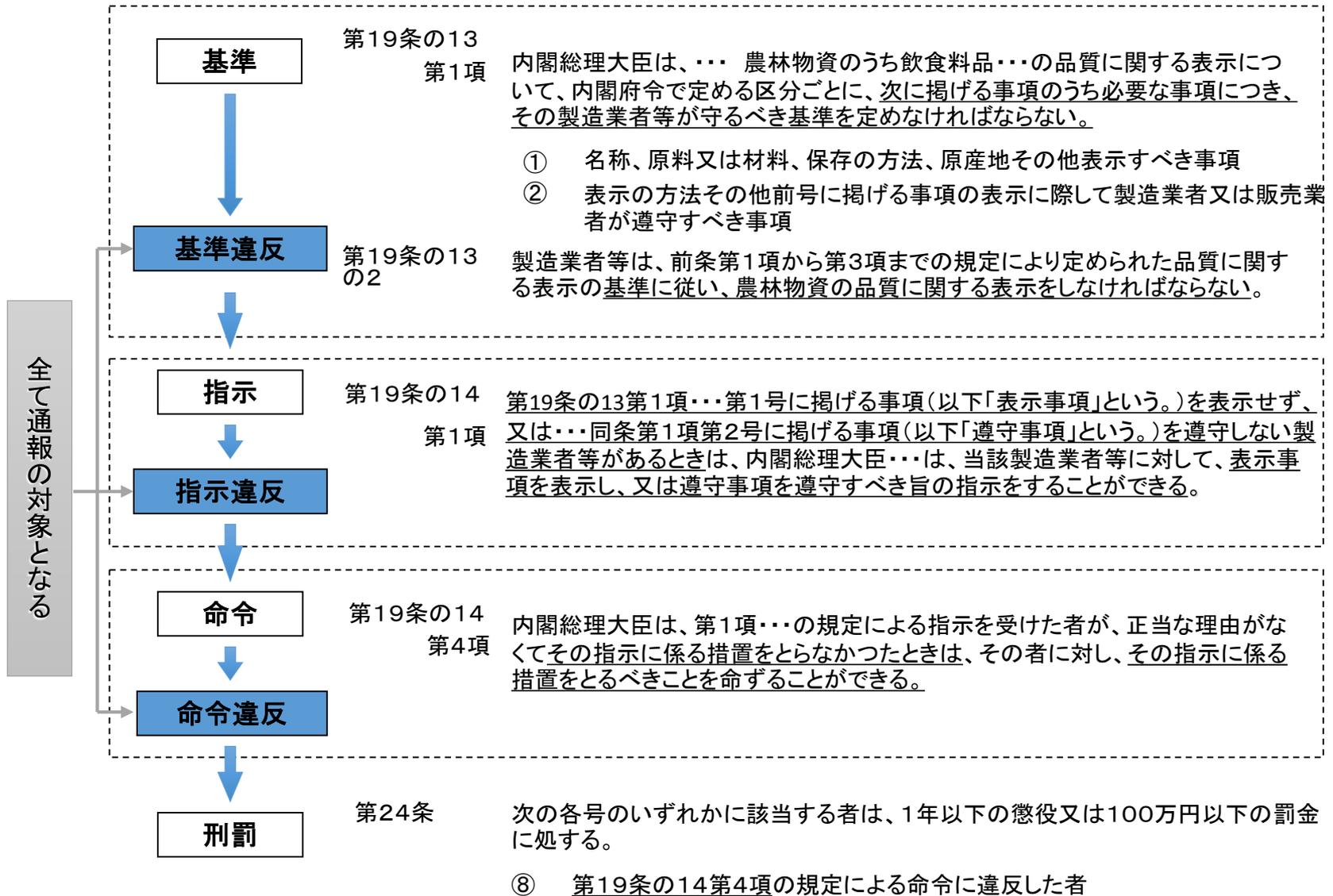
	法律に違反する行為		国民の生命、身体、財産その他の利益の保護を直接の目的としていない法律  <例> - 専ら法人の内部管理にかかわる法律 (各種独立行政法人設置法等)  - 専ら国家の機能にかかわる法律 (各種税法、公務員法、補助金適正化法、入国管理法等) 等
	国民の生命、身体、財産その他の利益の保護を直接目的とした法律	国民の生命、身体、財産その他の利益の保護を直接の目的としていない法律	
刑事罰により実効性が担保されている法律	対象法律の例 ○ 刑法 ○ 食品衛生法 等	法令違反行為の例 ・ 恐喝に当たる債権回収 ・ 販売を禁止される有害食品等の販売	等
	○ 大気汚染防止法 ○ 廃棄物処理法 等	・ 排出基準に適合しないばい煙の排出 ・ 廃棄物の投棄	
刑事罰がない法律	<b>○ 刑事罰規定はないが過料の対象となる行為</b> <例> - 罰則(刑事罰、過料)の対象とならない規制違反行為 - 消費者基本法等の努力義務違反 - 民事ルールの違反(公序良俗違反、不法行為、債務不履行等)		<例> - 各種組織法・設置法等  <b>現行法の通報対象事実</b>

### <具体例>

既に対象法律となっている法律では、例えば、道路運送車両法で規制されている自動車会社が無資格者による完成検査を行う行為(道路運送車両法第75条第4項違反)などを想定

**新たな通報対象事実**

# 例: JAS法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)の義務規定違反



# (参考) 都道府県が通報先となっている対象法律の例

## ○ 都道府県が通報先となる通報対象事実（法令違反）のイメージ

### 【食品衛生法の例】

- ・ 冷凍餃子の製造工程で従業員が異物を混入している  
⇒同法（6条4号）に違反する可能性あり  
衛生に係る措置命令（54条1項）の対象、〔命令違反には罰則（71条1項3号）〕

### 【旅館業法の例】

- ・ ホテルが浴室の衛生上必要な措置を講じていない  
⇒同法（4条）に違反する可能性あり  
業務停止命令（8条）の対象、〔命令違反には罰則（10条2号）〕

## ○ 都道府県が通報先となっている対象法律の例

- ・ 食品衛生法
- ・ 景品表示法
- ・ 住宅宿泊事業法
- ・ 旅館業法
- ・ 獣医師法
- ・ 学校教育法
- ・ 火薬類取締法
- ・ 漁業法
- ・ 測量法
- ・ 建設業法
- ・ 災害対策基本法
- ・ 児童福祉法
- ・ 社会福祉法
- ・ 水道法

等

# (参考) 市・町村が通報先となっている対象法律の例

## ○ 市・町村が通報先となる通報対象事実（法令違反）のイメージ

### 【廃棄物処理法の例】

- ・ 一般廃棄物収集運搬業者が、廃棄物の収集若しくは運搬を他者に委託している  
⇒同法（25条1項5号、7条の3第1号、7条14項）に違反する可能性あり

### 【悪臭防止法の例】

- ・ 事業者が悪臭原因物質を排出し不快な臭いにより住民の生活環境が損なわれている  
⇒同法（24条、8条2項）に違反する可能性あり

### 【道路法の例】

- ・ 道路管理者の許可なく工作物等を設け、継続的に道路を使用している  
⇒同法（102条1号、32条1項）に違反する可能性あり

## ○ 市・町村が通報先となっている対象法律の例

- ・ 悪臭防止法
- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- ・ エコツアーリズム推進法
- ・ 介護保険法
- ・ 学校教育法
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・ 幹線道路の沿道の整備に関する法律
- ・ 狂犬病予防法
- ・ クリーニング業法
- ・ 計量法
- ・ 下水道法
- ・ 健康増進法
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

## 2. 外部通報対応体制

# 外部通報対応体制整備義務

## 【現在・改正背景】

- 公益通報（2号通報）を受けた行政機関は、必要な調査を行い、法令違反の事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない（現行法第10条第1項）
- 消費者庁がガイドラインを策定、2号通報を適切に取り扱うために行政機関が取り組むべき基本的事項を定める  
⇒ 通報を受けた行政機関においても、通報の放置、不適切な調査、通報に係る秘密の漏えい等の不適切な対応がみられた

## 【改正後】（改正法第13条第2項）

- 行政機関（※）に対し、2号通報に応じ、適切に対応するために**必要な体制の整備その他の必要な措置**をとることを新たに義務付け  
（※）通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関

### 3. 通報対応ガイドライン (外部の労働者等からの通報)の概要と 実務上の留意点

# 改正後の地方公共団体向けガイドライン(外部通報用)の概要

- 公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）

## 1. 本ガイドラインの意義及び目的

## 2. 通報対応の在り方

- (1) 通報対応の仕組みの整備及び運用
- (2) 通報受付窓口の設置
- (3) 担当者の配置及び育成
- (4) 秘密保持及び個人情報保護の徹底
- (5) 利益相反関係の排除
- (6) 通報対象の範囲
- (7) 通報者の範囲
- (8) 公益通報以外の通報の取扱い
- (9) 匿名による通報の取扱い

## 3. 通報への対応

- (1) 通報の受付と教示
- (2) 調査の実施
- (3) 受理後の教示
- (4) 調査結果に基づく措置の実施等
- (5) 通報者への措置の通知
- (6) 意見又は苦情への対応

## 4. 通報者等の保護

- (1) 通報者等の保護
- (2) 通報者のフォローアップ

## 5. その他

- (1) 通報関連資料の管理
- (2) 職員への周知
- (3) 事業者及び労働者等への周知
- (4) 協力義務
- (5) 通報対応の評価及び改善
- (6) 消費者庁の役割
- (7) 都道府県の役割

# 通報に関する秘密・個人情報

- 「通報に関する秘密」も「個人情報」も、漏らしてはならない  
(外部G L 2. (4) 秘密保持及び個人情報保護の徹底)
- 「通報」のみならず、「相談」に関しても、漏らしてはならない  
(外部G L 2. (4) 秘密保持及び個人情報保護の徹底)
- 遵守すべき事項をあらかじめ取り決めて、  
通報・相談対応に関与する者に対し、十分に周知
  - ・ 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定
  - ・ 通報者等の特定につながり得る情報については、調査等の対象となる事業者に対して開示しないこと
  - ・ 通報者等の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、明示の同意を取得すること  
(外部G L 2. (4) 秘密保持及び個人情報保護の徹底)
- 正当な理由なく、通報・相談に関する秘密・個人情報を漏らし、  
不当目的利用等を行った職員に対し、懲戒処分その他適切な措置をとる  
(外部G L 4. (1) 通報者等の保護)

# 1. 本ガイドラインの意義及び目的

## <ガイドライン本文>

- 「公益通報者保護法の一部を改正する法律」（令和2年法律第51号）により改正された公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）では、通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対し、外部通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとることを義務付けている（法第13条第2項）。
- 地方公共団体が国の行政機関との連携を図りつつ、外部の労働者等からの通報に対応する仕組みを整備し、これを適切に運用することは、事業者に対する行政の監督機能の強化並びにそれを契機とした事業者における内部通報制度の整備及び改善に向けた自主的な取組の促進に寄与するなど、事業者の法令遵守の確保につながるものである。
- また、外部の労働者等からの通報を積極的に活用した情報の早期把握を通じて、地方公共団体が適切な法執行を行っていくことは、地域住民の生活の安定及び社会経済の健全な発展にも資するものである。
- 本ガイドラインは、以上の意義も踏まえて、地方公共団体において、外部の労働者等からの法に基づく公益通報及びその他の法令違反等に関する通報を適切に取り扱うため、各地方公共団体において取り組むことが求められる基本的事項等を定め、もって通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とし、各地方公共団体においては、本ガイドラインを踏まえながら、各地方公共団体の実情等も勘案し、法が求める措置を講ずる必要がある。
- なお、本ガイドラインは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として位置付けられるものであり、各地方公共団体において一層充実した通報対応の仕組みを整備及び運用すること、又は各地方公共団体の規模等の実情に応じた適切な取組を行うことを妨げるものではない。
- また、本ガイドラインにおいて「法令」とは、各地方公共団体が制定する条例、規則その他の規程を含むものとする。

## 2. 通報対応の在り方

### ➤ (1) 通報対応の仕組みの整備及び運用

#### <ガイドライン本文>

- ① 各地方公共団体は、外部の労働者等からの通報事案への対応を、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、迅速かつ適切に行うため、その幹部を責任者とし、部署間横断的に通報に対応する仕組みを整備し、これを適切に運用する。
- ② 各地方公共団体は、通報対応の仕組みについて、内部規程（条例を含む。）を作成し公表する。
- ③ 支庁、地方事務所、支所、出張所等（以下「出先機関等」という。）を置いている地方公共団体にあつては、当該通報対応の仕組みの下で、各出先機関等においても適切に通報対応を行うための周知、体制整備その他必要な措置をとる。

## 2. 通報対応の在り方

### ➤ (2) 通報受付窓口の設置

#### ＜ガイドライン本文＞

- ① 各地方公共団体は、外部の労働者等からの通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）及び通報に関連する相談に応じる窓口（以下「相談窓口」という。）を、通報者及び相談者（以下「通報者等」という。）に明確になるよう設置する。
- ② 人員、予算等の制約により専用の通報窓口又は相談窓口を設置することが困難な地方公共団体にあつては、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意した上で、当該地方公共団体に設置された総合窓口、公聴窓口、消費生活センター又は消費生活相談窓口等を通報窓口又は相談窓口として活用することができる。
- ③ 人員、予算等の制約により単独で通報窓口又は相談窓口を設置することが困難な地方公共団体にあつては、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意した上で、他の地方公共団体と連携及び協力して事務を行う仕組み（例えば、協議会の設置、機関等の共同設置、事務の委託又は代替執行等）を活用して通報窓口又は相談窓口を設置することができる。
- ④ 通報を受け付ける部局と通報に基づく調査や法令に基づく措置をとる部局等が異なるときは、通報者との連絡が円滑に行われるような措置をとる。

## 2. 通報対応の在り方

### ➤ (3) 担当者の配置及び育成

#### <ガイドライン本文>

- 各地方公共団体は、当該地方公共団体の関係する部局に、通報対応に必要な適性及び能力を有する担当者を配置（当該部局の職員を担当者として指定することを含む。）し、所要の知識及び技能の向上を図るための教育、研修等を十分に行う。

## 2. 通報対応の在り方

### ➤ (4) 秘密保持及び個人情報保護の徹底

#### <ガイドライン本文>

- ① 通報又は相談への対応に関与した者（通報又は相談への対応に付随する職務等を通じて、通報又は相談に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報又は相談に関する秘密を漏らしてはならない。
- ② 通報又は相談への対応に関与した者は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- ③ 各地方公共団体は、通報又は相談に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報対応の各段階（3. に規定するもののほか、相談及び通報対応終了後の段階を含む。以下同じ。）において遵守すべき事項をあらかじめ取り決めて、通報又は相談への対応に関与する者に対して十分に周知する。この場合、以下に掲げる事項については、特に十分な措置をとる。
  - ア. 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること
  - イ. 通報者等の特定につながり得る情報（通報者等の氏名、所属等の個人情報のほか、調査が通報を端緒としたものであること、通報者等しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）については、調査等の対象となる事業者に対して開示しないこと（通報対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、ウ. に規定する同意を取得して開示する場合を除く。）
  - ウ. 通報者等の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者等の書面、電子メール等による明示の同意を取得すること
  - エ. ウ. に規定する同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、明確に説明すること
  - オ. 通報者等本人からの情報流出によって通報者等が特定されることを防ぐため、通報者等に対して、情報管理の重要性について十分に理解させること

## 2. 通報対応の在り方

### ➤ (5) 利益相反関係の排除

#### <ガイドライン本文>

- ① 各地方公共団体の職員は、自らが関係する通報事案への対応に関与してはならない。
- ② 各地方公共団体は、通報対応の各段階において、通報事案への対応に関与する者が当該通報事案に利益相反関係を有していないかどうかを確認する。

#### <参考Q A>

- Q5：国の行政機関向けガイドライン(外部の労働者等からの通報)にある利益相反関係の排除について、例えば通報の内容となった事実について処分等の権限を持つ部署がその事実に関与していることが疑われるときには、どのようにしたらよいのですか。
- A5：利益相反関係のある部署が通報事案への対応に関与することは適当ではありません。受付の段階で関与が疑われる場合には、別の部署が通報事案への対応を担当するなどの調整を行うことが適切と考えられます。なお、国の行政機関向けガイドライン(外部の労働者等からの通報)においては、利益相反関係の排除を徹底するため、通報対応の各段階において、通報事案への対応に関与する者が当該通報事案に利益相反関係を有していないかどうかを確認しなければならないとしていることから、通報対応の各段階において利益相反関係が疑われることが判明した場合には、その段階で適切な対応をとることが必要です。

## 2. 通報対応の在り方

### ➤ (6) 通報対象の範囲

#### <ガイドライン本文>

- 通報窓口では、法第2条第3項に規定する通報対象事実（以下「通報対象事実」という。）が生じ、又はまさに生じようとしている場合における通報のほか、（8）に規定する通報を受け付ける。

## 2. 通報対応の在り方

### ➤ (7) 通報者の範囲

#### <ガイドライン本文>

- 通報窓口では、通報対象事実又はその他の法令違反等の事実に関係する事業者には雇用されている労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者の取引先の労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者の役員のほか、当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者からの通報を受け付ける。

#### <改正法>

- 保護される「通報者」の範囲【第2条第1項等】

・・・2.(7)

(現 行)	(改 正)
労働者	退職者（退職後1年以内）や、 役員（原則として調査是正の取組を前置）を追加

- 権限を有する行政機関への通報の条件【第3条第2号】

・・・2.(8)

(現 行)	(改 正)
信じるに足りる相当の理由がある場合の通報	氏名等を記載した書面を提出する場合の通報を追加

## 2. 通報対応の在り方

### ➤ (8) 公益通報以外の通報の取扱い

#### <ガイドライン本文>

- ① 各地方公共団体は、法に基づく公益通報以外の通報であっても、以下に掲げる場合には、法に基づく公益通報に準ずる通報として、法第13条第1項に規定する必要な調査を行い、通報対象事実又はその他の法令違反の事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとる。
  - ア. (7)に掲げる事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者が、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する地方公共団体に対し、法第3条第2号に掲げる要件（(i) 通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合（以下「真実相当性の要件」という。））、又は(ii) 通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると思料し、かつ、法第3条第2号イからニまでに掲げる事項を記載した書面を提出する場合（以下、(i)と(ii)を併せて「保護要件」という。））を満たして通報するものである場合
  - イ. (7)に掲げる者が、通報対象事実以外の法令違反の事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該法令違反の事実について処分又は勧告等をする権限を有する地方公共団体に対し、保護要件を満たして通報するものである場合
- ② ①のほか、各地方公共団体は、法令遵守を図るため、法に基づく公益通報以外の通報を受け付けることができる。この場合において、通報対象となる事実や通報者の範囲、通報対応手続その他必要な事項については、法及び本ガイドラインの趣旨を踏まえ、各地方公共団体が別に定める。

## 2. 通報対応の在り方

### ➤ (9) 匿名による通報の取扱い

#### <ガイドライン本文>

- (9) 匿名による通報の取扱い

各地方公共団体は、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るとともに、通報対応の実効性を確保するため、匿名による通報についても、可能な限り、実名による通報と同様の取扱いを行うよう努める。この場合、各地方公共団体は、通報者と通報窓口担当者との間で、適切に情報の伝達を行い得る仕組みを整備するよう努める。

# 3. 通報への対応

## ➤ (1) 通報の受付と教示

### ＜ガイドライン本文＞

- ① 各地方公共団体に通報があったときは、法及び本ガイドラインの趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に通報に対応しなければならない。正当な理由なく通報の受付又は受理を拒んではならない。
- ② 各地方公共団体において通報を受け付けたときは、通報に関する秘密保持及び個人情報保護に留意しつつ、通報者の氏名及び連絡先（匿名による通報の場合を除く。）、通報の内容となる事実等を把握するとともに、通報に関する秘密は保持されること、個人情報保護されること、通報受付後の手続の流れ等を、通報者に対し説明する。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない（以下、（1）③及び⑤、（2）④、（5）①及び②に規定する通知、（1）④に規定する教示、（3）に規定する教示及び資料の提供においても、同様とする。）。
- ③ ②において、書面、電子メール等、通報者が通報の到着を確認できない方法によって通報がなされた場合には、速やかに通報者に対して通報を受領した旨を通知するよう努める。
- ④ 通報内容となる事実について、当該地方公共団体が権限を有しないときは、権限を有する行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示する。

### ＜参考＞ 現行法第11条、改正法第14条

前条第一項の公益通報が誤って当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しない行政機関に対してされたときは、当該行政機関は、当該公益通報者に対し、当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。

# 3. 通報への対応

## ➤ (1) 通報の受付と教示

### <ガイドライン本文>

- ⑤ 各地方公共団体において通報を受け付けた後は、法及び本ガイドラインの趣旨並びに当該地方公共団体が有する法令上の権限及び所掌事務を踏まえて当該通報に対応する必要性について十分に検討し、これを法に基づく公益通報又はそれに準ずる通報等として受理したときは受理した旨を、受理しないとき（情報提供として受け付けることを含む。）は受理しない旨及びその理由を、通報者に対し、遅滞なく通知する。
- ⑥ ⑤において、通報への対応の必要性について検討するに当たっては、真実相当性の要件については、通報内容を裏付ける内部資料、関係者による供述等の存在のみならず、通報者本人による供述内容の具体性、迫真性等によっても認められ得ることを十分に踏まえ、柔軟かつ適切に対応する。  
また、通報が真実相当性の要件を満たしているかどうか直ちに明らかでない場合においても、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合には、同様に対応する。

# 3. 通報への対応

## ➤ (2) 調査の実施

### ＜ガイドライン本文＞

- ① 各地方公共団体において通報を受理した後は、必要な調査を行う。
- ② 調査の実施に当たっては、通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報を守るため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行う。
- ③ 調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、通報対応の仕組みの整備及び運用に責任を有する幹部等が調査について適宜確認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理する。
- ④ 適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査中は、調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果は可及的速やかに取りまとめ、その結果を、遅滞なく通知する。

## 3. 通報への対応

### ➤ (3) 受理後の教示

#### <ガイドライン本文>

- 通報事案の受理後において、当該地方公共団体ではなく他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、権限を有する行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示する。この場合において、当該教示を行う地方公共団体は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、自ら作成した当該通報事案に係る資料を通報者に提供する。

### ➤ (4) 調査結果に基づく措置の実施

#### <ガイドライン本文>

- 各地方公共団体は、調査の結果、通報対象事実又はその他の法令違反等の事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適当な措置（以下「措置」という。）をとる。

## 3. 通報への対応

### ➤ (5) 通報者への措置の通知

#### <ガイドライン本文>

- ① 各地方公共団体が措置をとったときは、その内容を、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、遅滞なく通知する。
- ② 各地方公共団体は、通報の受理から通報対応の終了までに要する標準的な期間を定め、又は必要と見込まれる期間を、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努める。

### ➤ (6) 意見又は苦情への対応

#### <ガイドライン本文>

- 各地方公共団体は、通報対応に関して通報者等から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努める

## 4. 通報者等の保護

### ➤ (1) 通報者等の保護

#### ＜ガイドライン本文＞

- 各地方公共団体は、正当な理由なく、通報又は相談に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員に対し、懲戒処分その他適切な措置をとる。

### ➤ (2) 通報者のフォローアップ

#### ＜ガイドライン本文＞

- 各地方公共団体は、通報対応の終了後においても、通報者からの相談等に適切に対応するとともに、通報者が、通報したことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル等を紹介するなど、通報者保護に係る必要なフォローアップを行うよう努める。

## 5. その他

### ➤ (1) 通報関連資料の管理

#### ＜ガイドライン本文＞

- 各地方公共団体は、各通報事案への対応に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意して、適切な方法で管理する。

### ➤ (2) 職員への周知

#### ＜ガイドライン本文＞

- 各地方公共団体は、幹部職員等のリーダーシップの下、職員に対する定期的な研修の実施、説明会の開催その他適切な方法により、法及び本ガイドラインの内容、当該地方公共団体における通報対応の仕組み等について、全ての職員に対し、十分に周知する。

## 5. その他

### ➤ (3) 事業者及び労働者等への周知等

#### ＜ガイドライン本文＞

- ① 各地方公共団体は、当該地方公共団体の区域内の事業者及び労働者等に対する広報の実施、説明会の開催その他適切な方法により、法、「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和3年8月20日内閣府告示第118号。以下「指針」という。）及び「公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）の解説」（令和3年10月13日消費者庁。以下「指針の解説」という。）の内容並びに当該地方公共団体における通報窓口、通報対応の仕組み等について、周知するよう努める。
- ② 各地方公共団体は、当該地方公共団体の契約の相手方又は補助金等の交付先（以下「相手方事業者」という。）における法令遵守及び不正防止を図るために必要と認められる場合（過去に不正が発生し同種の事案の再発防止の必要性が高い場合、事業者の専門性に大きく依存する事業など外部からの監督だけでは不正の発見が困難な場合、不正が発生すると個人の生命、身体、財産その他の利益が侵害されるおそれがある場合など。）には、相手方事業者に対して、法、指針及び指針の解説に基づく取組の実施を求めることなどに努める。

## 5. その他

### ➤ (4) 協力義務等

#### ＜ガイドライン本文＞

- ① 各地方公共団体及び職員は、本ガイドラインに定める通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。
- ② 各地方公共団体は、通報対象事実又はその他の法令違反の事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が複数ある場合においては、連携して調査を行い、措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力する。
- ③ 各地方公共団体は、法令に違反する事実について処分又は勧告等をする権限を他の行政機関に委任等をしている場合において、当該法令違反の事実に関する通報がなされたときは、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、当該他の行政機関と通報及び通報への対応状況に関する情報を共有し、通報対応への助言を行うなど、適切な法執行を確保するために必要な協力、支援等（委任庁が受任庁に対して指揮監督権限を有する場合においては、当該権限の適切な行使も含む。）を行う。

## 5. その他

### ➤ (5) 通報対応の評価及び改善

#### <ガイドライン本文>

- ① 通報対応の仕組みの運用状況についての透明性を高めるとともに、客観的な評価を行うことを可能とするため、各地方公共団体は、通報に関する秘密保持及び個人情報保護並びに適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、当該地方公共団体における通報対応の仕組みの運用状況に関する情報（例えば、通報受付件数、通報事案の概要、通報事案の調査結果の概要、調査の結果とった措置、調査対応状況の概要、通報対応に要した期間等）を、定期的に公表する。
- ② 各地方公共団体は、通報対応の仕組みの運用状況について、職員及び中立的な第三者の意見等を踏まえて定期的に評価及び点検を行うとともに、他の行政機関による先進的な取組事例等も参考にした上で、通報対応の仕組みを継続的に改善するよう努める。

## 5. その他

### ➤ (6) 消費者庁の役割

#### <ガイドライン本文>

- ① 消費者庁は、地方公共団体における通報対応の仕組みの適切な整備及び運用並びに個別の通報事案に対する適切な対応を確保するため、各地方公共団体に対して必要な助言、協力、情報の提供その他の援助を行う。
- ② 消費者庁は、法の施行状況を把握するため、各地方公共団体における通報窓口の設置及び運用状況、通報への対応状況、職員への研修の実施状況等について調査を行い、その結果を公表する。
- ③ 消費者庁は、通報対応の仕組みの適切な整備及び運用に関して、各地方公共団体の職員への周知、研修等並びに事業者及び労働者等への広報、説明会等を実施するとともに、各地方公共団体が当該地方公共団体の職員並びにその区域内の事業者及び労働者等に対して同様の取組を行うに際して、資料の提供、説明その他必要な協力を行う。

## 5. その他

### ➤ (7) 都道府県の役割

#### <ガイドライン本文>

- 各都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村における通報対応の仕組みの適切な整備及び運用並びに個別の通報事案に対する適切な対応を確保するため、当該市区町村相互間の連絡調整及び当該市区町村に対する必要な助言、協力、情報の提供その他の援助を行うよう努める。

# 参考情報：内部規程例（ウェブサイト上の掲載位置）

## ○ 地方公共団体向け内部規程例 （掲載位置）

説明会・研修会

→ 行政機関向け研修会

→ 2021年度開催

→ 地方公共団体向け研修会  
配布資料

The screenshot shows the Japanese Consumer Affairs Agency website. The browser address bar displays 'whisleb'. The page title is '説明会・研修会 | 消費者庁'. The navigation menu includes '本文へ', '採用情報', '申出・問合せ窓口', 'English', and '文字サイズ'. The main menu has 'テーマ別メニュー', '消費者庁について', 'お知らせ', '政策', '法令', and '刊行物'. The breadcrumb trail is '消費者庁ホーム > 政策 > 政策一覧(消費者庁のしごと) > 公益通報・事業者連携・物価 > 公益通報者保護制度 > 説明会・研修会'. The page content is titled '説明会・研修会'.

## ○ 民間事業者向け内部規程例 （掲載位置）

→ 民間事業者向け説明会

→ 2021年度開催

→ ・ 内部通報に関する内部規程例  
（遵守事項+推奨事項版）  
・ 内部通報に関する内部規程例(遵守事項版)  
・ 指定書（案）

The screenshot shows the Japanese Consumer Affairs Agency website. The navigation menu includes '公益通報者保護制度 (トップ)', '公益通報者保護法と制度の概要', '説明会・研修会', and '調査・研究'. The sub-menu includes '通報者の方へ', '民間事業者の方へ', '行政機関の方へ', and 'Q&A集'. The page content is titled '説明会・研修会'. The breadcrumb trail is '消費者庁ホーム > 政策 > 政策一覧(消費者庁のしごと) > 公益通報・事業者連携・物価 > 公益通報者保護制度 > 説明会・研修会'. The page content is titled '説明会・研修会'.

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_partnerships/whistleblower\\_protection\\_system/pr/#02](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/pr/#02)

# 参考情報：ハンドブック（ウェブサイト上の掲載位置）

消費者庁ホーム > 政策 > 政策一覧(消費者庁のしごと) > 公益通報・事業者連携・物価 > 公益通報者保護制度 > 公益通報者保護法と制度の概要

## 公益通報者保護法と制度の概要

公益通報者保護制度 (トップ)	公益通報者保護法 と制度の概要	説明会・研修会	調査・研究
通報者の方へ	民間事業者の方へ	行政機関の方へ	Q&A集

公益通報・事業者連携・物価
消費者志向経営の推進 ~サステナブル経営~
物価対策
公益通報者保護制度
公表資料
会議・研究会等

### 目次

- ▼ 制度の概要
- ▼ 令和2年改正について
- ▼ 法令
- ▼ ガイドライン

### 制度の概要

国民生活の安全・安心を損なう企業不祥事は、事業者内部からの通報をきっかけに明らかになることも少なくありません。

こうした企業不祥事による国民の生命、身体、財産その他の利益への被害拡大を防止するために通報する行為は、正当な行為として事業者による解雇等の不利益な取扱いから保護されるべきものです。

また、事業者にとっても、通報に適切に対応し、リスクの早期把握及び自浄作用の向上を図ることにより、企業価値及び社会的信用を向上させることができます。

「公益通報者保護法」は、このような観点から、通報者が、どこへどのような内容の通報を行えば保護されるのかというルールを明確にするものです。

### 広報媒体など

- 政府広報オンラインの制度紹介のページです。
  - ◻ 通報者も企業も守る「公益通報者保護制度」
- 公益通報者保護法の内容をわかりやすくまとめたハンドブックです。
  - 📄 公益通報ハンドブック(PDF:3.7MB)
- 公益通報者保護制度を2部構成で説明した動画です。
  - ▶ 動画説明のページ
- 制度全般にわたる相談を受け付けています。



(現在、改訂作業中)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_partnerships/whistleblower\\_protection\\_system/overview/#01-01](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/#01-01)

# 参考情報：検索システム（ウェブサイト上の掲載位置）

🏠 消費者庁ホーム > 政策 > 政策一覧(消費者庁のしごと) > 公益通報・事業者連携・物価 > 公益通報者保護制度

## 公益通報者保護制度

公益通報者保護制度 (トップ)	公益通報者保護法 と制度の概要	説明会・研修会	調査・研究
通報者の方へ	民間事業者の方へ	行政機関の方へ	Q&A集

### 目次

- ▶ 公益通報者保護法と制度の概要
- ▶ 説明会・研修会
- ▶ 調査・研究
- ▶ 通報者の方へ
- ▶ 民間事業者の方へ
- ▶ 行政機関の方へ
- ▶ Q&A集

### 参考情報

- ▶ 「公益通報者保護制度相談ダイヤル(一元的相談窓口)」(法解釈、通報先の相談など)



- ▶ 行政機関に公益通報する場合の通報先検索システム



▶ 公益通報・事業者連携・物価
▶ 消費者志向経営の推進 ~サステナブル経営~
▶ 物価対策
▶ 公益通報者保護制度
▶ 公表資料
▶ 会議・研究会等

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_partnerships/whistleblower\\_protection\\_system/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/)